

肝炎治療に関する医療費助成の申請について

～C型肝炎のインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療、B型肝炎のインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療について医療費の一部を助成します～

【申請に必要な書類】

- ① 申請書(様式第1(※1))
- ② 診断書(様式第2-1～2-8(※2))
- ③ 健康保険証のコピー
- ④ 住民票の^{とうほん}謄本(※3)
- ⑤ ④に記載された世帯全員分の市町村民税課税年額証明書(※4)

※1 「保険医療機関又は薬局」の欄には、対象医療を受けるすべての医療機関・薬局を記入してください。

※2 長崎県診断書作成医療機関(P4・5参照)で記載されたもの。なおインターフェロンフリー治療は、日本肝臓学会肝臓専門医または県が適当と定める医師に限る。

※3 続柄を省略しないでください。

※4-1 市町が発行したものに限り。課税がない場合も必要です。

例：市町村民税額決定通知書、市町村民税所得課税証明書、非課税証明書

注意！×源泉徴収票、×納税証明書、×年金振込通知書などは該当しません。

-2 扶養控除欄を省略しないでください。

-3 中学生以下は必要ありません。

-4 高校生は生徒手帳のコピーや在学証明書などの添付により省略できます。

【助成期間】

- ・ 助成期間は、申請書類を受理した月の1日から、治療予定期間に合わせた期間です。(1年間・7ヶ月間・5ヶ月間・4ヶ月間・3ヶ月間)
- ・ 申請書類を担当窓口が受理した月より前の医療費は対象になりません。

お問い合わせ・書類受付窓口の住所・電話番号は
P3をご覧ください。

わからないことがあれば、お気軽にご相談ください。

【助成内容】

- ・ 対象医療費のうち、自己負担限度額を超えた分を助成します。
- ・ 保険者から支給される高額療養費等は助成額に含まれません。
- ・ 自己負担限度額は、住民票上の世帯全員分の市町村民税(所得割)課税年額の合算額により決定します。

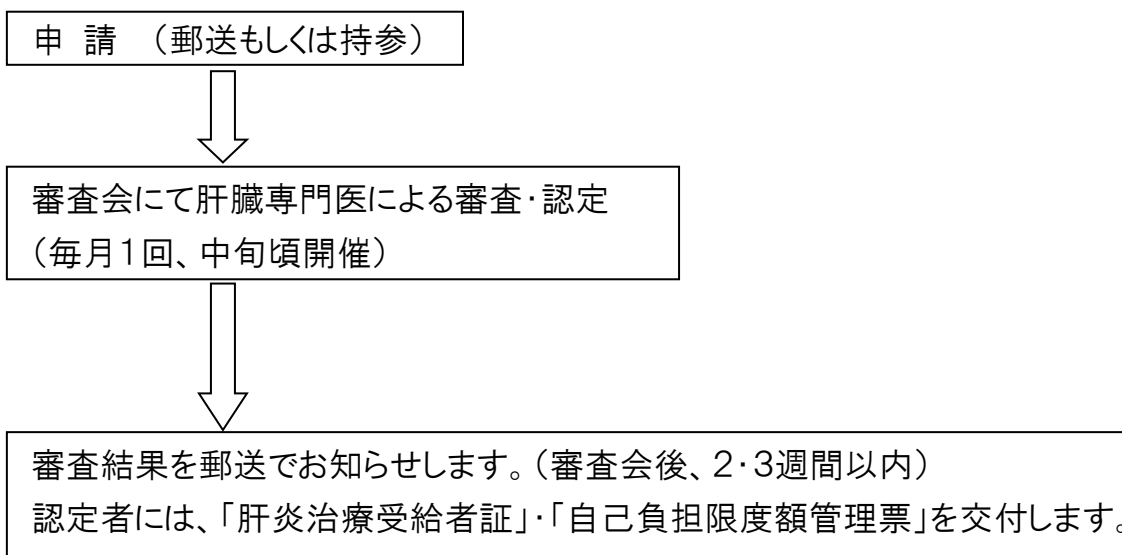
階層区分		自己負担限度額(月額)
甲	世帯の市町村民税(所得割)課税年額が235,000円以上の場合	20,000円
乙	世帯の市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の場合	10,000円

ただし、世帯員のうち、「申請者本人及びその配偶者」との間に、「地方税法上」及び「医療保険上」の扶養関係がない場合には、申請により課税額合算対象から除外することができます。(配偶者は除外できません)

階層区分が甲(20,000円)になる方で、これにより階層区分が乙(10,000円)になる場合に有効です。

- 合算除外申請をされる方は、【申請に必要な書類】①～⑤に加え、
- ⑥ 合算対象から除外する方の健康保険証のコピー
 - ⑦ 申請書裏面の市町村民税合算対象除外希望申請書 に記入してください。

【申請書類受理後のながれ】



【お問い合わせ・書類受付窓口】

お住まいの市町	担当窓口	電話番号	郵便番号	所在地
長崎市、佐世保市	長崎県 福祉保健部 医療政策課	095-895-2466	850-8570	長崎市尾上町3-1 ※旧ニッセイビルから移転しました
			1階エレベーターホールから左側に進むとカウンターがあり、内線電話2466で呼び出していただくことになります。	
西海市、長与町 時津町	西彼 保健所	095-856-5059	852-8061	長崎市滑石 1-9-5
諫早市、大村市、 東彼杵町、川棚町、 波佐見町	県央 保健所	0957-26-3306	854-0081	諫早市栄田町 26-49
島原市、雲仙市、 南島原市	県南 保健所	0957-62-3289	855-0043	島原市新田町 347-9
平戸市、松浦市、 佐々町	県北 保健所	0950-57-3933	859-4807	平戸市田平町 里免 1126-1
五島市	五島 保健所	0959-72-3125	853-0007	五島市福江町 7-2
小値賀町、 新上五島町	上五島 保健所	0959-42-1121	857-4211	南松浦郡新上五島町 有川郷 2254-17
壱岐市	壱岐 保健所	0920-47-0260	811-5133	壱岐市郷ノ浦町 本村郷 620-5
対馬市	対馬 保健所	0920-52-0166	817-0011	対馬市巖原町宮谷 224

肝炎治療に係る医療費助成のお知らせ(長崎県ホームページ)
制度に関する情報のほか、各種様式のダウンロードができます。

<http://www.pref.nagasaki.jp/iryuu/intafalon/intafalon.html>

長崎県肝炎治療の医療費助成に係る診断書作成医療機関一覧表

	肝疾患専門医療機関	所在地	電話番号
長崎	長崎大学病院	長崎市坂本1丁目7-1	095-819-7200
	日本赤十字社長崎原爆病院	長崎市茂里町3-15	095-847-1511
	長崎みなとメディカルセンター	長崎市新地町6-39	095-822-3251
	十善会病院	長崎市籠町7-18	095-821-1214
	医療法人 光晴会病院	長崎市葉山1丁目3-12	095-857-3533
	医療法人慈恵会 小江原中央病院	長崎市小江原2-1-20	095-846-1010
	医療法人厚生会 虹が丘病院	長崎市虹ヶ丘町1-1	095-856-1112
	医療法人緑風会 みどりクリニック	長崎市城栄町32-20	095-844-7191
	聖フランシスコ病院	長崎市小峰町9-20	095-846-1888
	一般社団法人日本海員掖済会長崎掖済会病院	長崎市樺島町5-16	095-824-0610
	医療法人 重工記念長崎病院	長崎市飽の浦町1-73	095-828-4823
	社会医療法人春回会 井上病院	長崎市宝町6-12	095-844-1281
	有富内科医院	長崎市江の浦町1-12	095-861-1375
	医療法人相生会たじま内科消化器内科	長崎市銅座町4-14 青木ビル6F	095-822-0019
	カリタス中央診療所	長崎市西出津町67-5	0959-25-1555
	済生会長崎病院	長崎市片淵2丁目5番1号	095-826-9236
	井石内科医院	長崎市滑石2丁目5-17	095-856-8353
	医療法人社団 奥平外科医院	長崎市梁川町4-15	095-861-5050
	のりむらクリニック	長崎市葉山1-5-2 浜福ビル2F・3F	095-855-3911
	医療法人稲仁会 三原台病院	長崎市三原1丁目8-35	095-846-8111
医療法人 谷川放射線科胃腸科医院	長崎市若葉町6-1	095-844-0417	
つるた医院	長崎市花園町7-7	095-861-2221	
飛田内科クリニック	長崎市琴海形上町1782-1	095-860-7777	
佐世保 ・ 県北	長崎労災病院	佐世保市瀬戸越2-12-5	0956-49-2191
	地方独立行政法人 佐世保市総合医療センター	佐世保市平瀬町9-3	0956-24-1515
	佐世保中央病院	佐世保市大和町15	0956-33-7151
	佐世保共済病院	佐世保市島地町10-17	0956-22-5136
	千住病院	佐世保市宮地町5-5	0956-24-1010

長崎県肝炎治療の医療費助成に係る診断書作成医療機関一覧表

	杏林病院	佐世保市早苗町491-14	0956-38-3373
	京町内科病院	佐世保市本島町1-20	0956-25-2255
	野口内科	佐世保市湊町2-8	0956-23-3100
	柿添病院	平戸市鏡川町278	0950-23-2151
県 央	長崎医療センター	大村市久原2-1001-1	0957-52-3121
	諫早総合病院	諫早市永昌東町24-1	0957-22-1380
	長崎川棚医療センター	東彼杵郡川棚町下組郷2005-1	0956-82-3121
	日本赤十字社 長崎原爆諫早病院	諫早市多良見町化屋名986-2	0957-43-2111
	医療法人 吉田内科クリニック	諫早市宇都町19-16	0957-22-2962
	社会医療法人三佼会 宮崎病院	諫早市久山町1575-1	0957-25-4800
県 南	長崎県島原病院	島原市下川尻7895	0957-63-1145
	医療法人社団威光会 松岡病院	島原市江戸丁1919	0957-62-2526
五 島	長崎県五島中央病院	五島市吉久木町205	0959-72-3181
	長崎県富江病院	五島市富江町狩立499	0959-86-2131
上五島	長崎県上五島病院	南松浦郡新上五島町青方郷1549-11	0959-52-3000
	小値賀町国民健康保険診療所	北松浦郡小値賀町笛吹郷1757-8	0959-56-4111
壱 岐	長崎県壱岐病院	壱岐市郷ノ浦町東触1626	0920-47-1131
	医療法人玄州会 光武内科循環器科病院	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15-3	0920-47-0023
	医療法人 久原医院	壱岐市芦辺町箱崎大左右触500-2	0920-45-2128
	医療法人協生会 品川病院	壱岐市郷ノ浦町東触854-2	0920-47-0121
対 馬	長崎県対馬病院	対馬市美津島町鶏知乙1168-7	0920-54-7111
	長崎県上対馬病院	対馬市上対馬町比田勝630	0920-86-4321

【対象者】

- 長崎県に住民票をお持ちの方
- 健康保険に加入している方
- ✓ 高齢者医療を受けている方、ほかの医療費助成を受けている方などは、この医療費助成制度を利用するメリットがなく申請の必要がない場合があります。

【対象医療】

[インターフェロン治療]

対 象	<ul style="list-style-type: none"> ○ B型・C型肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロン治療で、保険適用となっているもの ○ インターフェロン治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料および投薬料など ○ インターフェロン治療の中断を防止するために併用せざるを得ない副作用の治療
対 象 外	<ul style="list-style-type: none"> × 無症候性キャリアに対しての治療 × インターフェロンの少量長期投与 × 治療を中断して行う副作用に対しての治療 × 入院時の食事療養標準負担額および生活療養標準負担額 × 診断書料や差額ベッド代 など

[核酸アナログ製剤治療]

対 象	<ul style="list-style-type: none"> ○ B型肝炎ウイルスの増殖を抑える核酸アナログ製剤(エンテカビル、ラミブジン、アデフォビル、テノホビル)治療 ○ 核酸アナログ製剤治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料および投薬料など ○ 核酸アナログ製剤治療の中断を防止するために併用せざるを得ない副作用の治療
対 象 外	<ul style="list-style-type: none"> × 無症候性キャリアに対しての治療 × 治療を中断して行う副作用に対しての治療 × 肝がんに対する検査、治療、入院料など、核酸アナログ製剤治療とは異なる治療(核酸アナログ製剤治療が始まって以降行うCT、MRIなどは対象外) × 入院時の食事療養標準負担額および生活療養標準負担額 × 診断書料や差額ベッド代 など

[インターフェロンフリー治療]

対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ C型肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロンフリー治療で、保険適用となっているもの ○ インターフェロンフリー治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料 および投薬料など ○ インターフェロンフリー治療の中断を防止するために併用せざるを得ない副作用の治療
対象外	<ul style="list-style-type: none"> × 無症候性キャリアに対しての治療 × 治療を中断して行う副作用に対しての治療 × 薬剤耐性検査 × 入院時の食事療養標準負担額および生活療養標準負担額 × 診断書料や差額ベッド代 など